

平成27年度

## 子育て世帯臨時特例給付金の

## 申請受付がはじまります

消費税率引き上げの影響等を踏まえ、平成26年度に引き続き、子育て世帯に対して、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

給付金を受け取るには、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村への申請が必要となります。

### 支給対象者

平成27年6月分の児童手当の受給者

※所得制限限度額以上のため特例給付の受給者（手当額が対象児童1人につき月額5,000円の受給者）は対象外となります。

※平成27年6月分の児童手当の受給には児童手当現況届の提出が必要となります。児童手当現況届が未提出の場合には、この給付金を受給することはできませんので、児童手当現況届を忘れずにご提出ください。

### 対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童（中学生までの児童）  
※臨時福祉給付金の対象となる児童及び生活保護制度の被保護者にあたる児童についても対象となります。

### 支給額

対象児童1人につき

3,000円

### 下野市での申請期間

7月1日(水)

（平成28年1月4日(月)

※公務員の方も同じです。

※申請期間は市区町村によって異なります。

### 申請先

平成27年5月31日時点で支給対象者の住民票がある市区町村

※平成27年6月1日以降に下野市に転入した場合で

### 申請方法

も、申請先は平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村です。

### 支給時期

封されていません（別に郵便にてお送りします）。

支給は、10月以降のお振込みとなります。

※児童手当現況届及び子育て世帯臨時特例給付金の両方の提出確認及び審査をする必要があるため支給までには時間がかかります。

※審査の結果については通知書を送付します。

### 問い合わせ先

こども福祉課  
☎(52) 1114

## 児童手当現況届の提出はお済みですか？

児童手当は、現況届及び添付書類の提出がない場合、6月分以降の手当が一時差止となります。対象の方へは、6月に通知をお送りしています。また、平成27年度においては、子育て世帯臨時特例給付金を申請されても、児童手当現況届を提出されていない場合には、給付金が支給されません。児童手当現況届も忘れずにご提出ください。

### 公務員の方について

公務員の方へは、勤務先から申請書等を発行します。市役所からは通知が行きませんので、お忘れのないようお手続きください。

### 公務員の方の申請には、勤務先から配布される申請書が必要です！

#### ■申請に必要なもの

- ・勤務先から発行される申請書  
※「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の証明を受けてください。所属庁の証明のない申請書は受付することはできません。
- ・振込先口座の通帳の写し  
※下野市から平成26年度子育て世帯臨時特例給付金を受給し、平成27年度においても同じ口座を振込先に指定する場合には、通帳の写しは省略することができます。